

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業】

**和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者
受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金**

令和5年度第2回募集要領

〔事前協議書・受付期間〕

令和5年6月29日（木）～令和5年7月21日（金）

〔提出先・提出方法〕

①郵送：〒640-8585（住所の記載は不要です。）

②データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出

* 交付要綱をよくご確認のうえ、申請してください。

* 今回より、申請方法が変更となっているため、この募集要領をよくご確認のうえ、申請してください。

* 郵送の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

* データは、要綱で様式を定めている資料のみ提出してください。その際、様式類はPDF化せず元のファイル形式のまま送信してください。

〔お問い合わせ先〕

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

TEL：073-441-2657（平日 9:00～17:45）

FAX：073-428-2325

MAIL：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

令和5年6月

和歌山県

目次

I 目的	1
II 補助事業の内容	1
1 補助の対象者	1
2 補助対象経費	1
3 補助事業期間	2
4 補助金の額	2
5 留意事項	3
III 交付申請手続き	4
1 事前協議書の提出	4
2 交付申請書（県実績報告書）の提出	5
IV その他	7
V 参考資料	7

I 目的

今般、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行され、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を多くの医療機関で診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的に、医療機関に対し、疑い患者受入れのための院内感染防止等に要する費用を補助します。

II 補助事業の内容

1 補助の対象者

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として各保健所、消防機関及びその他関係機関に情報共有することに同意する、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院 等

* 感染症指定医療機関であっても上記のいずれかに該当する場合は申請可能です。

* 対象となる医療機関は保険医療機関に限ります。

* 令和2年度～令和5年度に補助を受けている医療機関も追加で申請可能です。

2 補助対象経費

設備整備等事業

- ① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費
- ② 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- ③ 簡易陰圧装置
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
- ⑥ HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ⑦ HEPA フィルター付きパーテーション
- ⑧ 消毒経費
- ⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

* 設備整備等事業の対象については、**救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するもの**に限ります。

* 支援金支給事業は令和2年度限りで終了しました。

3 補助事業期間

令和5年5月8日（月）～令和5年9月30日（土）

- * 上記期間内に履行完了（納品や業務の完了）しているものが補助対象になります。
- * 緊急的、一時的に使用する設備等が対象であり、本事業の趣旨に鑑み、遅くとも**概ね令和5年8月末日を目途に早期に納品し**、患者の受入体制を確保してください。
- * 上記期間の終了間際に大量の納品があった場合は、補助対象とする範囲を限定する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

4 補助金の額

補助対象経費を合計した金額の 10/10

- * 個別の物品についても以下のとおり上限額があります。

設備整備等事業

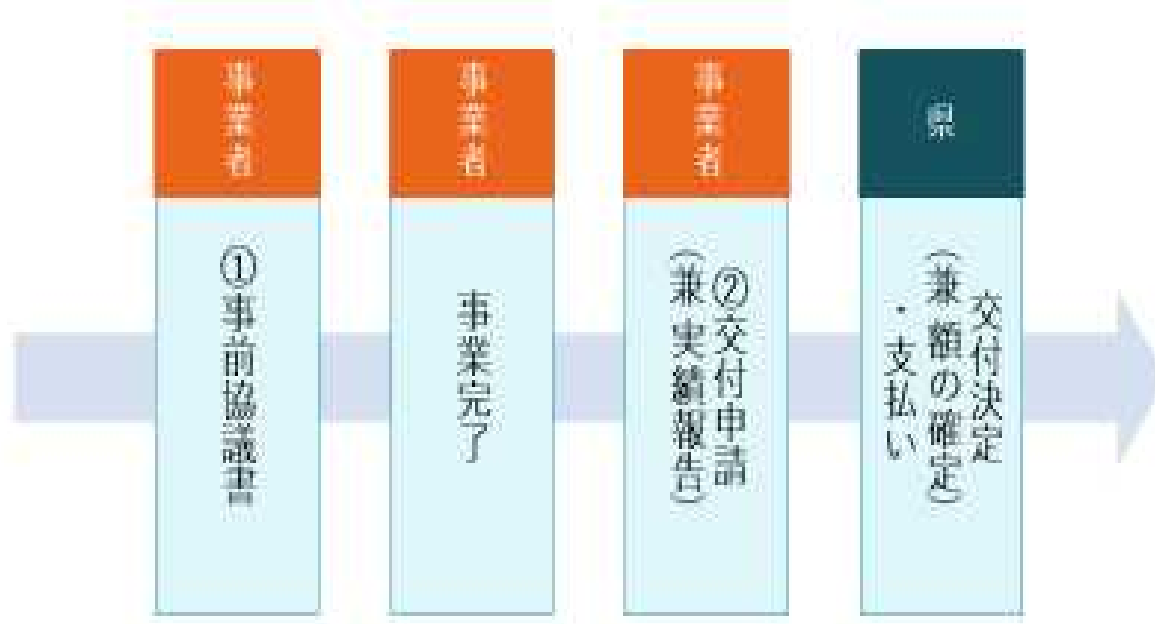
- ① 初度設備費 1床当たり 133,000円
 - ② 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
1人当たり 3,600円
 - ③ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円
 - ④ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円
 - ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額
- ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- ⑥ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1施設当たり 905,000円
 - ⑦ HEPA フィルター付パーテーション
1台当たり 205,000円
 - ⑧ 消毒経費 実費相当額
 - ⑨ 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円
 - ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器
1台当たり 1,500,000円

5 留意事項

- 補助事業期間内に必ず新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診療を行ってください。診療を行った実績が確認できなかった場合、当該補助金の交付対象外になります。
- 本事業は予算の範囲内での執行となるため、必ずしも満額を交付するものではありません。
- 本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として関係機関等に情報共有することに同意する医療機関になります。なお、誓約書の提出をもって同意があったこととしますので、ご了承願います。
- 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受入れてください。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。
- 基本的に消耗品の募集を行います。消耗品以外の備品（H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）、H E P A フィルター付きパーテーション、簡易ベッド等）を購入・リースする場合は、事前に県にご相談ください。
- 備蓄は対象外です。令和5年9月末までに使用すると見込まれる数量を申請してください。
- リース等により利用している備品についても、令和5年9月分までが対象です。なお、備品等の撤去費についても令和5年9月30日までが対象となります。
- 事業の趣旨に鑑み、事業終了後には疑い患者数を県に報告していただきます。
- 個人防護具の整備にあたっては、適切に管理してください。
- 他の補助金の対象経費として補助を受けていないものが本事業の対象です。

III 交付申請手続き

今回の募集からは、原則、下記フロー図のとおり手続きをしていただきます。



補助金交付までの手続きとして

- ① 事前協議書の提出
 - ② 交付申請書（兼実績報告書）の提出
- を行っていただきます。

1 事前協議書の提出

① 事前協議書受付期間

令和5年6月29日（木）～令和5年7月21日（金）

*1医療機関あたりにつき、1回限りの提出となります。

*事前協議書に記載された交付申請予定額が、補助金交付額の上限となりますのでご注意ください。

*やむを得ず概算払をご希望の医療機関については、個別に県にご相談ください。

② 提出書類

- ・誓約書
- ・事前協議書
- ・理由書（※備品を整備する場合）

③ 提出方法

メール又は郵送による提出

*原則、メールで提出をしてください。メールでの提出が困難な場合のみ郵送で提出

してください。

* 郵送の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

* データは、元のファイル形式のまま提出してください。

④ 提出先

原則：データ e0412003@pref.wakayama.lg.jp

【やむを得ない場合：郵送 〒640-8585 （住所の記載は不要です。）】

* いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出してください。

2 交付申請書（兼実績報告書）の提出

① 交付申請書（兼実績報告書）提出期限

令和5年12月28日（木）までに交付申請（兼実績報告）を行ってください。提出書類は次のとおりです。

※提出期限に関係なく、書類の準備が完了次第提出をお願いいたします。

- ① 交付申請書（別記第1号様式）
- ② 所要額精算書（別記第9号様式）
- ③ 事業実績報告書（別記第10号様式）
- ④ 患者数調書（別記第11号様式）
- ⑤ 歳入歳出決算書（別記第12号様式）
- ⑥ 支出証拠書類
- ⑦ 法人の場合、役員名簿
- ⑧ 価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真
- ⑨ 情報シート（別紙）
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

* 上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

* 支出証拠書類とは、日付・支出先・申請者名・支払い内容・金額が全て明記されたもの（領収書や振込明細書等。写し可）です。提出する際は、書類ごとに整理番号を付すとともに、補助対象経費に対応する箇所について、突合確認したうえで提出してください。

* 支出根拠や納品日、その他事業完了が確認できない経費は、補助金の対象外となります。

※やむを得ず概算払により事業を行う場合は、事前に県にご相談のうえ、下記の書類を提出し、交付決定を受けてください。

- ① 交付申請書（別記第1号様式）
- ② 所要額調書（別記第2号様式）
- ③ 事業計画書（別記第3号様式）

- ④ 歳入歳出予算書（別記第4号様式）
- ⑤ 法人の場合、役員名簿
- ⑥ 支出証拠書類
- ⑦ 価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産を購入またはリース等により使用する場合、見積書及びカタログ（写し可）
- ⑧ その他知事が必要と認める書類
*上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

② 申請方法

メール及び郵送による提出

③ 申請先

データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

郵 送：〒640-8585 （住所の記載は不要です。）

*いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出してください。

④ 交付決定及び補助金支払い

申請書類を審査の上、県から事業者あてに交付決定通知及び補助金の支払いを行います。

*今回より、請求書の提出は必要ありません。

*提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

*やむを得ず概算払した場合で、その後の実績報告による額の確定後に支払済額との差が生じた際は、次のいずれかの方法で精算を行います。

・「支払済額 > 必要額」となった場合

→必要額を確定額とし、差額を県あて返納していただきます。

・「支払済額 < 必要額」となった場合

→支払済額を確定額とし、不足額は申請者の自己負担となります。

⑤ 事業内容の変更、中止について

事情により、事業内容の変更、中止がある場合は、個別に県にご相談ください。

IV その他

- 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、事業終了後 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）保管してください。
- 本事業により取得した機械及び器具その他の財産について、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはなりません。

お問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

T E L : 073-441-2657 (平日 9:00~17:45)

F A X : 073-428-2325

MAIL : e0412003@pref.wakayama.lg.jp

V 参考資料

費目ごとの対象経費の例示

費目名	具体例
需用費 (消耗品費)	マスクやフェイスシールド等の購入
委託料	施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託経費
使用料及び賃借料	寝具リース料
備品購入費	HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費

* 消毒経費は「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成 30 年 12 月 27 日日健感発 1227 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じた消毒が補助対象となります。